

香川県報



第 64 号

平成 17 年

8月16日(火曜日)

規 則

香川県身体障害者更生援護施設規則をここに公布する。

平成十七年八月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十一号

香川県身体障害者更生援護施設規則

(趣旨)

第一条 この規則は、香川県身体障害者更生援護施設条例(昭和三十九年香川県条例第十三号)第五条第六項及び第十一条の規定に基づき、身体障害者更生援護施設の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第二条 たまも園の入所定員は百人とし、通所定員は二十人とする。

(利用時間)

第三条 香川県視覚障害者福祉センターを利用することができる時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、研修室については、日曜日を除き、午前九時から午後九時三十分までとする。

2 香川県聴覚障害者福祉センターを利用することができる時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、研修室については、日曜日を除き、午前九時から午後九時三十分までとする。

(利用することができない日)

第四条 香川県視覚障害者福祉センターを利用することができない日は、次のとおりとする。

一 土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)

三 十二月二十八日から翌年の一月四日まで

2 香川県聴覚障害者福祉センターを利用することができない日は、次のとおりとする。

一 火曜日

規 則

目 次

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

●香川県身体障害者更生援護施設規則	(障害福祉課)	一
●香川県ふじみ園規則の一部を改正する規則	(")	二
●香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則	(")	三
●香川県ふじみ園福祉ホーム規則の一部を改正する規則	(")	四
告 示	(障害福祉課)	五
●身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(")	六
●身体障害者福祉法の規定による更生医療担当機関の指定	(")	七
●道路の位置指定	(建築課)	八
●平成十八年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間において県が発注する物品の買入れその他の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法等	(会計課)	九
公 告	(")	十
●土地改良事業の適否決定	(土地改良課)	十一
●土地改良事業計画変更の適否決定	(")	十二
●土地改良事業の認可	(")	十三
●土地改良事業の同意	(")	十四
●土地改良区の役員の就任の届出(二件)	(")	十五
●土地改良区の役員の退任の届出	(")	十六
●開発行為に関する工事の完了	(建築課)	十七

二 休日

三 十二月二十八日から翌年の一月四日まで

(指定管理者による管理の基準等)

第五条 香川県身体障害者更生援護施設条例第五条第六項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に身体障害者更生援護施設の運営を行うこと。

二 利用者側に立つた質の高いサービスを提供すること。

三 身体障害者更生援護施設の維持管理を適切に行うこと。

四 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 香川県身体障害者更生援護施設条例第五條第六項の規則で定める業務は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

一 香川県視覚障害者福祉センター又は香川県聴覚障害者福祉センター 当該施設の維持管理及び運営に関する業務

二 たまも園 当該施設の維持管理及び利用料金の收受に関する業務その他の運営に関する業務

3 次の各号に掲げる施設の管理を指定管理者に行わせることとした場合における当該施設に係る当該各号に掲げる規定に規定する事項については、当該規定にかかわらず、当該指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。

一 香川県視覚障害者福祉センター 第三条第一項及び前条第一項

二 香川県聴覚障害者福祉センター 第三条第二項及び前条第二項

(補則)

第六条 この規則に定めるもののほか、身体障害者更生援護施設の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県ふじみ園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十二号

香川県ふじみ園規則の一部を改正する規則

香川県ふじみ園規則(昭和五十四年香川県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」を「第六条第五項及び第十二条」に改める。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(指定管理者による管理の基準等)

第三条 香川県ふじみ園条例第六條第五項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にふじみ園の運営を行うこと。

二 利用者側に立つた質の高いサービスを提供すること。

三 ふじみ園の維持管理を適切に行うこと。

四 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 香川県ふじみ園条例第六條第五項の規則で定める業務は、ふじみ園の維持管理及び利用料金の收受に関する業務その他の運営に関する業務とする。

3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における次条の規定の適用については、同条中「ふじみ園の長」とあるのは、「指定管理者」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十三号

香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター規則の一部を改正する規則

香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター規則（昭和六十一年香川県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条」を「第四条第五項及び第十条」に改める。

第九条の見出しを、「（補則）」に改め、同条を第十一条とし、第八条の次に次の二条を加える。

（指定管理者による管理の基準等）

第九条 香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター条例第四条第五項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にリハビリテーションセンター（相談所を除く。以下この条において同じ。）の運営を行うこと。
 - 二 利用者側に立った質の高いサービスを提供すること。
 - 三 リハビリテーションセンターの維持管理を適切に行うこと。
 - 四 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター条例第四条第五項の規則で定める業務は、リハビリテーションセンターの維持管理及び利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務とする。
- 3 リハビリテーションセンターの管理を指定管理者に行わせることとした場合における第三条第二項及び第十一条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。
- （利用料金）

第十条 香川県身体障害者総合リハビリテーションセンター条例別表に規定する規則で定める額並びに利用時間を分割する場合の利用料金、附属設備の利用料金並びに研修室、会議室及び調理実習室の冷暖房使用料の額については、別表の規定を準用する。この場合において、同表中「の使用料」とあるのは、「の利用料金」と、「使用時間」とあるのは、「利用時間」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県ふじみ園福祉ホーム規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年八月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十四号

香川県ふじみ園福祉ホーム規則の一部を改正する規則

香川県ふじみ園福祉ホーム規則（昭和六十一年香川県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「。以下「条例」といつ。」を「（）第四条第五項及び」に改める。
- 第六条中「条例」を「香川県ふじみ園福祉ホーム条例」に改める。
- 第七条の見出しを、「（補則）」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。
- （指定管理者による管理の基準等）

第七条 香川県ふじみ園福祉ホーム条例第四条第五項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に福祉ホームの運営を行うこと。
 - 二 利用者側に立った質の高いサービスを提供すること。
 - 三 福祉ホームの維持管理を適切に行うこと。
 - 四 業務に関して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- 2 香川県ふじみ園福祉ホーム条例第四条第五項の規則で定める業務は、福祉ホームの維持管理及び運営に関する業務とする。
- 3 指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第三条から第六条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

香川県告示第四百九十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定による医

師を平成十七年八月一日次のとおり指定した。

平成十七年八月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

障害の種類	診療科名	医師の氏名	所属病院又は診療所の名称	所在地
肢体不自由	脳神経外科	田宮 隆	香川大学医学部附属病院	木田郡三木町大字池戸一七五 番地一
肢体不自由	小児科	桐野友子	独立行政法人国立病院機構香川小児病院	善通寺市善通寺町二六 三番地
肢体不自由	整形外科	山口良兼	坂出聖マルチン病院	坂出市谷町一丁目四番一三号
肢体不自由	神経内科	西紋孝一	医療法人社団中和会西紋病院	丸亀市津森町五九五番地
心臓	内科	大森浩二	香川大学医学部附属病院	木田郡三木町大字池戸一七五 番地一
心臓	心臓血管外科	下江安司	独立行政法人国立病院機構善通寺病院	善通寺市仙遊町二丁目一番一号
心臓	心臓血管外科	金香充範	独立行政法人国立病院機構善通寺病院	善通寺市仙遊町二丁目一番一号
じん臓	内科	前田隆史	医療法人社団純心会善通寺前田病院	善通寺市中村町八九四番地一
じん臓	外科	大西真人	医療法人社団みとし会クニタクリニツク	観音寺市柞田町甲一八八八番地一
呼吸器	内科	金地伸拓	香川大学医学部附属病院	木田郡三木町大字池戸一七五 番地一
呼吸器	内科	荒木雅史	労働者健康福祉機構香川労災病院	丸亀市城東町三丁目三番一号
小腸	外科	島山茂毅	独立行政法人国立病院機構善通寺病院	善通寺市仙遊町二丁目一番一号

聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく	耳鼻咽喉科	石井玄吾	香川大学医学部附属病院	木田郡三木町大字池戸一七五 番地一
肢体不自由、心臓、呼吸器	内科	林 和廣	丸亀市国民健康保険本島診療所	丸亀市本島町泊四九四番地
心臓、呼吸器	内科	西角彰良	香川県立白鳥病院	東かがわ市松原九六三番地
呼吸器、小腸	内科	大原昌樹	綾南町国民健康保険陶病院	綾歌郡綾南町大字陶一七二 番地一

香川県告示第四百九十八号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十九条の二第一項の規定により、更生医療を担当させる医療機関を平成十七年八月一日次のとおり指定した。
 平成十七年八月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

医療機関の名称	所在地	担当する医療の種類
医療法人社団中和会西紋病院	丸亀市津森町五九五番地	中枢神経に関する医療
有限会社松村薬局	東かがわ市松原九六九番地一三	
有限会社松村薬局本店	東かがわ市湊水入一九一一番地五	
株式会社ユイフラックそつさん薬局	丸亀市土器町東四丁目七三七番地	
有限会社さくま調剤薬局	仲多度郡琴平町七五三番地四	

香川県告示第四百九十九号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定番号 長土指道 第五号

二 指定年月日 平成十七年八月四日

三 指定道路の位置 木田郡三木町大字氷上字石ヶ坪二二六三 二六、二七三 一、二

一七三 五及び二一七四 一

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル及び四・七六メートル

延長 五七・三九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

香川県告示第五百号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、平成十八年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間において県が発注する物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の契約（建設工事及び建設工事に係る測量、設計コンサルタント業務等に係るものを除く。以下同じ。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者並びに地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る、平成十七年度（平成十八年一月一日から同年三月三十一日までの期間に限る。）において県が発注する物品等の競争入札に参加する者に、必要な資格並びに資格の審査の申請の時期及び方法等について次のとおり定める。

平成十七年八月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 競争入札に参加することができない者

1 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

- (一) 契約を締結する能力を有しない者
- (二) 破産者で復権を得ない者

2 次のいずれかに該当する者は、その事実があった後二年間競争入札に参加することができないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人とし

て使用する者についても、また同様とする。

(一) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(二) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を書し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(三) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(四) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員職務の執行を妨げた者

(五) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

(六) (一)から(五)までのいずれかに該当する事実があった後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

二 競争入札に参加する者に必要な資格
競争入札に参加できる者は、次の表に掲げる資格区分により格付される資格を有する者とする。この場合において、B級に該当する者は、契約の予定価格が二五〇万円を超えるときは、競争入札に参加できないものとする。ただし、災害、緊急その他特に必要があると認めるときは、この資格区分によらないことがある。

資 格 要 件	資 格 区 分	
	A 級	B 級
申請日の直前の事業年度（一年間）の製造又は販売等の実績高	三、万円以上	A級の欄に掲げる基準の全部又は一部を満たさない場合
申請日の直前の事業年度（一年間）の決算における自己資本額	五万円以上	
申請日の属する月の初日における営業年数	二年以上	

三 競争入札に係る営業種目

競争入札に係る営業種目は、次に掲げるものとする。

文具事務機器類、用紙類、一般印刷類、地図・フォーム印刷類、印章類、表彰品・記念品類、医療機械器具類、薬品類、計測理化学機械器具類、車両類、視聴覚機器類、

電気通信機械器具類、建設産業機械器具類、農業機械器具類、衣料雑貨類、家具木工類、室内裝飾看板類、食料品類、燃料類、書籍類、運動用具・楽器類、写真機・写真材料類、厨房用器具類、暖冷房衛生設備機器類、消防防災機器類、清掃器具・塗料・船員類、水道用資材類、造船類、木材類、建築・建設資材類、金属くず・古物商、建築物環境維持管理、賃貸・リース、企画・広告・イベント、コンピュータ処理・ソフトウェア開発、警備保障・人材派遣、調査・研究・検査、代理業、その他

四 申請の時期及び方法

1 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間等

競争入札に参加する資格を得ようとする者は、申請書を、原則として次に掲げる期間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）内に、香川県出納局会計課へ提出しなければならない。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約に係る競争入札に参加するため資格審査の申請をしようとする場合、又は知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- (一) 平成十七年十月三日から同月十四日まで
- (二) 平成十八年二月一日から同月十三日まで
- (三) 平成十八年五月一日から同月十六日まで
- (四) 平成十八年八月一日から同月十一日まで
- (五) 平成十八年十一月一日から同月十四日まで
- (六) 平成十九年二月一日から同月十四日まで
- (七) 平成十九年五月一日から同月十五日まで
- (八) 平成十九年八月一日から同月十三日まで
- (九) 平成十九年十一月一日から同月十三日まで
- (十) 平成二十年二月一日から同月十四日まで
- (十一) 平成二十年五月一日から同月十四日まで
- (十二) 平成二十年八月一日から同月十三日まで

2 申請書に添付する書類

申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (一) 納税証明書（香川県内に営業所等を有する者にあつては香川県税に滞納のない旨の証明書並びに消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書、それ以外の者にあつては法人税又は所得税に係るもの並びに消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書）

(二) 身分証明書（個人のみ）

(三) 商業登記等事項証明書（法人のみ）

(四) 決算状況を明らかにする書類

(五) 営業に関し許可、認可、登録等が必要とする業種については、これを得たことを証する書面又はその写し

(六) ISO9001又はISO14001を取得している場合は登録証の写し

(七) その他知事が必要と認める書類

3 申請書及び添付する書類（以下「申請書等」という。）の作成に用いる言語等

(一) 申請書及び決算状況を明らかにする書類は、日本語で作成すること。

なお、その他の添付書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(二) 申請書及び決算状況を明らかにする書類に記載する金額については、日本国通貨で表示すること。

なお、その他の添付書類で外国通貨で表示してあるものは、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記し、又は添付すること。

4 申請書用紙の頒布場所

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県出納局会計課

五 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、文書により申請者に通知する。

六 資格の有効期間

競争入札の参加資格の有効期間は、資格を認定した日から平成二十年十二月三十一日までとする。

七 申請内容の公表

申請の内容は、その全部又は一部を公表することがある。

八 資格の取消し

六の資格の有効期間内に一の競争入札に参加することができない者となった者又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した者については、競争入札の参加資格を取り消すことがある。

九 申請書記載事項の変更

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（別に指定する様式）により、直ちにその旨を届け出なければならない。

- 1 商号又は営業所等の名称及び所在地
- 2 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名
- 3 使用印鑑

十 問い合わせ先 郵便番号 七六〇 八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号 香川県出納局会計課

電話番号 〇八七 八三一 三六三一又は〇八七 八三一 三六四二

公 告

香川県公告第四百七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年七月二十六日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年八月二十三日から同年九月十日まで縦覧に供する。

平成十七年八月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土地改良事業名	縦 覧 場 所
さぬき市	単独県費補助土地改良事業安松地区	さぬき市建設経済部 土地改良課

〃	単独県費補助土地改良事業宮本池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業菖蒲谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業成山池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業川崎池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業本村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業大角地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業亀鶴地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業障泥地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業新田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業香内地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業船原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業大井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業大道地区	〃

香川県公告第四百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、香南南部土地改良区が土地改良事業（維持管理事業）計画を変更することについて平成十七年七月二十五日適当と決定した。

その関係書類を香南町建設経済課において平成十七年八月二十三日から同年九月十二日まで縦覧に供する。

平成十七年八月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年七月十九日認可した。

平成十七年八月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地 改 良 事 業 名
香川県三豊郡三野町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(水路補修事業) 手石場地区
"	単独県費補助土地改良事業(揚水施設補修事業) 汐木揚水機場地区
"	単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業) 荷池地区
"	単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業) 仁尾坂池地区
"	単独県費補助土地改良事業(ため池改修事業) 志田尾池地区
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業(農道改修事業) 中出五号線地区
"	単独県費補助土地改良事業(農道改修事業) 南新開一号線地区
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業) 皿井一号地区
"	単独県費補助土地改良事業(農道改修事業) 深田地区
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業) 黒淵地区
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業) 用地地区
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業) 荒井地区
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業) 岡野地区
"	単独県費補助土地改良事業(揚水機改修事業) 下宗像地区
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業(さく井整備事業) 江藤道東地区
"	単独県費補助土地改良事業(農道改修事業) 吉岡西地区

"	単独県費補助土地改良事業(農道改修事業) 宮本地区
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業) 吉岡東地区
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業) 江藤道西地区
"	単独県費補助土地改良事業(水路改修事業) 井出北地区

香川県公告第四百八十号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、三木町が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業高木地区)を行うことについて平成十七年七月二十日同意した。
 平成十七年八月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第四百八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、香南町音谷池土地改良区から役員(の)の退任及び就任について次のとおり届出があった。
 平成十七年八月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員	香川 真 鍋 武 紀
役員の種類	香川 真 鍋 武 紀
氏 名	香川 真 鍋 武 紀
住 所	香川 真 鍋 武 紀
退任年月日	香川 真 鍋 武 紀
理事 辻 正雄	香川郡香南町大字西庄二一六三番地一 平成一七、四、三〇
安原 昭夫	大字池内二五二番地一
武田 義則	四〇七番地一
岡野 文博	四九〇番地二
宮本 清市	一〇三〇番地一
細谷 勝義	大字西庄一五三番地一
谷本徳太郎	綾歌郡綾南町大字畑田三二六八番地三
三好 武雄	香川郡香南町大字西庄二〇六〇番地一
監事 片山 正則	大字池内四〇四番地三

二 就任した役員
 新開 一利 七〇八番地一
 就任年月日

理事 辻 正雄 香川郡香南町大字西庄二一六三番地一
 武田 義則 大字池内四〇七番地一
 岡野 文博 四九一番地一
 田中 宏和 七七二番地二
 鈴木 實 大字西庄一五七番地
 大西 進 綾歌郡綾南町大字畑田三二四六番地三
 三好 武雄 香川郡香南町大字西庄二〇六〇番地一
 側瀬 照明 大字池内二八三番地一
 小西 重美 大字西庄二二四番地二

一 退任した役員
 香川県知事 真 鍋 武 紀
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、坂出東部土地改良区連合から役員 退任及び就任について次のとおり届出があつた。
 平成十七年八月十六日

理事 中河 哲郎 坂出市谷町二丁目七番五六号
 瀬戸 則夫 横津町三丁目八番五号
 中川 文司 江尻町六八九番地一
 南条 政士 一〇〇三番地一
 富田 孝行 西庄町四九六番地
 宮西 文夫 二〇三番地二
 森口 義孝 福江町三丁目一番三四号
 浦田 真一 小山町一番一九号

二 就任した役員
 前田 準一 笠指町七番一七号
 西山 信良 西庄町五九〇番地一
 山下 清美 久米町二丁目六番一五号
 就任年月日

理事 中河 哲郎 坂出市谷町二丁目七番五六号
 瀬戸 則夫 横津町三丁目八番五号
 中條 南 江尻町七五三番地一
 中川 文司 六八九番地一
 南条 政士 一〇〇三番地一
 富田 孝行 西庄町四九六番地
 宮西 文夫 二〇三番地二
 森口 義孝 福江町三丁目一番三四号
 浦田 真一 小山町一番一九号
 前田 準一 笠指町七番一七号
 西山 信良 西庄町五九〇番地一
 山下 清美 久米町二丁目六番一五号

一 退任した役員
 香川県知事 真 鍋 武 紀
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、坂出東部土地改良区連合から役員 退任について次のとおり届出があつた。
 平成十七年八月十六日

平成十七年八月十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

香川郡香南町大字吉光字中上三六九 一、三七〇 五、同町大字由佐字沖代六三〇
の一の部及び六三二の一の部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香川郡香南町大字由佐一一七二 香南町長 辻 正雄

平成十七年八月十六日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています